

平成26年7月4日  
岩手労働局発表

岩手労働局労働基準部監督課  
(担当) 課長 高橋嘉寿満  
主任監察監督官 内藤淳一  
(電話) 019-604-3006

### 宮古・釜石・大船渡の各労働基準監督署における建設工事 現場に対する監督指導結果（平成25年度）について

～ 3署合計で289現場を立入調査し、228現場で墜落防止措置などの違反（違反率78.9%）～

宮古・釜石・大船渡の各労働基準監督署（以下「沿岸3署」という。）では、東日本大震災での復旧・復興工事の本格化に伴い建設現場での労働災害が増加していることから、管内で施工している建設工事現場での労働災害防止を最重点課題として、平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）に、建設工事現場に立入調査し、重点的な監督指導を実施しました。監督指導結果の詳細は、別紙「建設工事現場に対する監督指導結果の概要」のとおり、

**監督指導を実施した沿岸3署合計289現場のうち、228現場（違反率78.9%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められたところ**です。

また、沿岸3署合計での主要事項別の違反状況は、①墜落防止措置に係る違反154現場、②元請事業者の講ずべき措置に係る違反108現場、③建設機械災害防止措置に係る違反55現場などとなっており、とりわけ重篤な労働災害となりやすい墜落防止措置に係る法違反が多いことから、墜落防止対策の徹底が必要であるとともに、元請事業者として安全管理を徹底する必要があるところです。

沿岸3署の管内では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化しており、その一方で、建設業における技術者や技能労働者等の人材不足、現場代理人の複数の現場の掛け持ち、資材不足などの影響により労働災害の増加が懸念されることです。

このような状況を踏まえ、沿岸3署では平成26年度も、東日本大震災からの着実な復旧・復興に向け、建設工事現場に対する重点的な監督指導を実施するとともに、重大かつ悪質な事案については司法処分を含め厳正に対処することにより、現場の安全管理を徹底させ、建設工事現場における労働災害の防止を図ることとしております。

## 建設工事現場に対する監督指導結果の概要

### 1 宮古・釜石・大船渡の各労働基準監督署（3署合計）の監督指導状況

建設工事業者 289 現場に対して監督指導を実施した結果、78.9%の 228 現場において何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を 57 現場に対して行いました。（表 1 参照）

表 1 監督指導実施結果

	合計	宮古署	釜石署	大船渡署
監督実施現場数	289	68	99	122
法違反現場数	228	54	80	94
違反率	78.9%	79.4%	80.1%	77.0%
使用停止等命令 交付現場数	57	11	17	29

### 2 主要事項別の違反状況

主要事項別にみると、多い順に、①墜落防止措置に係る違反 154 現場、②元請事業者の講ずべき措置に係る違反 108 現場、③建設機械災害防止措置に係る違反 55 現場、④作業主任者の選任等に係る違反 40 現場となっており、とりわけ重篤な労働災害となりやすい墜落防止措置に係る法違反が多い状況となっております。（表 2 参照）

表 2 主要事項別違反現場数

	合計	宮古署	釜石署	大船渡署
墜落防止措置	154	25	52	77
元請事業者の講ずべき措置	108	26	54	28
建設機械災害防止措置	55	18	24	13
作業主任者の選任等	40	7	16	17
土砂崩壊防止措置	3	1	2	0
その他	79	31	34	14

※主要事項別違反現場数は、1つの現場で複数の違反があるため、表 1 における法違反現場数とは一致しない。

### 3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。（表3参照）

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
墜 落 防 止 措 置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 足場における高さ2メートル以上の作業場所には、手すり、中さん等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li></ul>
元請事業者の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 元方事業者（元請）は、関係請負人（下請）等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li></ul>
建設機械災害防止措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 車両系建設機械（バックホウなど）又は移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定め、当該作業計画により作業を行わせなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・ 車両系建設機械又は移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械又は移動式クレーンに労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置等を講じるか、誘導者を配置しなければならないが、これを怠っていたこと。</li></ul>
作業主任者の選任等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 軒の高さが5メートル以上の木造建築物の組立て等の作業を行う場合には、木造建築物の組立て等作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項（作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況の監視等）を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li></ul> <p>(※)「足場の組立て等作業主任者」（高さ5メートル以上の足場の組立て等の作業を行う場合）及び「酸素欠乏危険作業主任者」（酸素が欠乏する恐れがある場所で作業を行う場合）についても、上記と同様の状況が認められたことから、所要の措置を講じさせている。</p>
土砂崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地山の崩壊等の恐れがある場所での掘削作業を行う場合には、地山の崩壊等を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li></ul>

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・呼吸用保護具の着用 金属をアーク溶接する作業等、粉じんの発生する作業においては、呼吸用保護具を使用させなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・機械の安全装置等の有効保持 法令に基づき安全装置が設けられた機械（丸のこ盤の歯の接触予防装置など）については、安全装置が有効な常態で使用されるよう点検及び整備を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・通路の安全保持 作業場に通じる場所及び作業場内には労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・はしごの転位防止 作業で使用するはしごについては、転位を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li></ul>
-------------	--